

審議事項

公立大学法人福岡女子大学が行う出資等に係る不要財産の納付に関する意見について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第42条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学が行う出資等に係る不要財産の納付について、同条第5項の規定に基づき、下記の通り福岡県公立大学法人評価委員会の意見を求めます。

記

1 出資等に係る不要財産の概要

[所在] 福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目1番地1、7番地1

(別表)

区分	種別	延床面積 (㎡)	取得の日における帳簿価額 (円)	申請の日における帳簿価額 (円)	不要財産の取得に係る出資又は支出の額 (円)	その他その内容	納付予定時期
建物	校舎(旧B棟・新B棟)	6,772.99	268,070,982	8,578,276	268,070,982	現物出資	平成26年6月
	校舎(多目的ホール)	168.30	46,810,000	36,699,048	46,810,000	現物出資	平成26年6月
	倉庫(薬品庫)	15.09	2,130,000	1,686,968	2,130,000	現物出資	平成26年6月
	校舎(C棟)	403.00	49,950,000	36,363,608	49,950,000	現物出資	平成26年10月
	図書館	3,098.60	357,340,000	251,567,368	357,340,000	現物出資	平成26年12月
	倉庫	24.84	1,020,000	758,888	1,020,000	現物出資	平成27年9月
	車庫	44.38	470,000	184,248	470,000	現物出資	平成27年9月
	倉庫(廃液庫)	12.65	340,000	1	340,000	現物出資	平成27年9月
	校舎(A棟)	4,860.33	192,369,018	6,155,812	192,369,018	現物出資	平成28年1月
	道場(弓道場)	135.22	9,690,000	6,201,608	9,690,000	現物出資	平成29年5月
仮校舎(DE棟)	2,038.50	238,587,520	204,389,979	238,587,520	施設整備費補助金	平成29年5月	

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

福岡女子大学施設整備基本計画に基づく新校舎等の整備に伴い、既存の施設が不要となるため

3 納付の相手方

福岡県

○福岡県公立大学法人評価委員会委員名簿	1
《出資等に係る不要財産の納付関係》	
1. 出資等に係る不要財産の納付について（概要）	2
2. 不要財産の納付の流れ	3
3. 関係法令等	4
4. 出資等に係る不要財産の納付について（申請）	6
5. 議案	9
6. 評価委員会 意見書（案）	12
7. 出資財産目録	13
8. 福岡女子大学建設スケジュール	14

出資等に係る不要財産の納付について（概要）

1 地方独立行政法人法の改正

(1) 改正の趣旨

地方からの提案をうけ、地方自治体が地域の実情に応じて行政サービスをより効率的・効果的に提供できるようにする見地から、地方独立行政法人の財務及び会計に関する裁量を高めるとともに、地方独立行政法人の保有する資産の効率的・効果的な活用を図る等のために、第3次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）が制定（H25. 6. 14 公布）され、一部改正された。

(2) 改正の背景

○地方独立行政法人は、地方公共団体からの出資や運営費交付金等により業務を行っており、これらは税金に由来することから、不要となった財産は、出資等を行った地方公共団体において有効活用すべきであること

○これまで資本金の減少に関する規定がなかったことから、減資を行なうことが出来ず、不要財産を地方公共団体に返納することが妨げられていたこと

(3) 改正の内容

出資等に係る不要財産の返納及びそれに伴う資本金の減少手続が整備された（法第6条第4項、法第42条の2）。

○地方公共団体からの出資等に係る不要財産は当該地方公共団体に納付すること

○納付の方法は現物もしくは譲渡による収入であること

○譲渡収入に簿価超過額がある場合には、その全部又は一部を納付しないことができること

○出資財産を納付した場合には、当該出資相当額について資本金を減少すること

○納付にあたり、評価委員会の意見聴取、議会の議決、知事の認可が必要であること

○その他必要な事項は政令で定めること

2 出資等に係る不要財産を納付する場合に知事の認可を必要とする重要な財産

(1) 認可申請の日の帳簿価額が50万円以上のものその他知事が定める財産（県条例で規定）

(2) 出資に係るもののうち認可申請の日の帳簿価額が50万円未満のもの（県規則で規定）

3 不要財産の納付の流れ

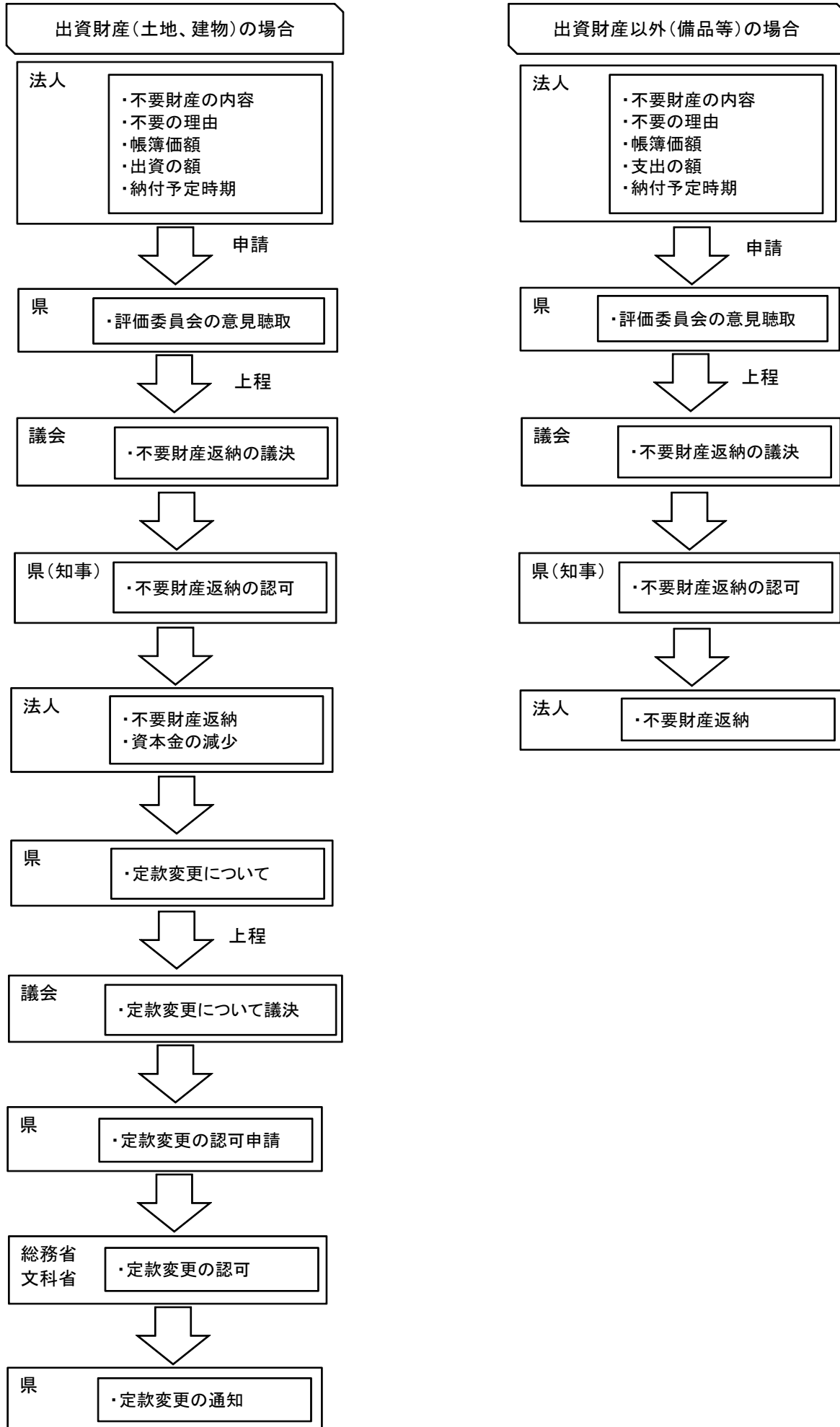
資料 2

4 関係法令等

資料 3

不要財産の処分の流れ(その1)

資料2



○地方独立行政法人法

(財産的基礎)

第六条 1～3 (略)

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(以下この条において「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 設立団体の長は、第三項ただし書きの規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方独立行政法人法施行令

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
 - 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
 - 三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
 - 四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
 - 五 現物による出資等団体への納付の予定時期
 - 六 その他必要な事項
- 2** 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

○福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人における重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産)

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。

第三条 (略)

○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

第一条～第十七条 (略)

(条例第二条に規定する重要な財産)

第十八条 福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例（平成十七年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。）第二条に規定するその他知事が定める財産は、地方公共団体からの出資に係るもののうち法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額が五十万円未満のものとする。

第十九条 (略)

26福女大第6号
平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋 殿

公立大学法人福岡女子大学
理事長 梶山 千里

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第5条の2第1項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

1 出資等に係る不要財産の内容

別表のとおり

2 出資等に係る不要財産が必要がなくなったと認められる理由

福岡女子大学施設整備基本計画に基づく、校舎等の建替えに伴い、既存の建物が不要となるため

3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

別表のとおり

4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

別表のとおり

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

別表のとおり

6 その他必要な事項

なし

[所在] 福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目1番地1、7番地1

(別表)

区分	種別	延床面積 (㎡)	取得の日にお ける帳簿価額 (円)	申請の日にお ける帳簿価額 (円)	不要財産の取得 に係る出資又は 支出の額 (円)	その他そ の内容	納付予定時期
建物	校舎(旧B棟・新B棟)	6,772.99	268,070,982	8,578,276	268,070,982	現物出資	平成26年6月
	校舎(多目的ホール)	168.30	46,810,000	36,699,048	46,810,000	現物出資	平成26年6月
	倉庫(薬品庫)	15.09	2,130,000	1,686,968	2,130,000	現物出資	平成26年6月
	校舎(C棟)	403.00	49,950,000	36,363,608	49,950,000	現物出資	平成26年10月
	図書館	3,098.60	357,340,000	251,567,368	357,340,000	現物出資	平成26年12月
	倉庫	24.84	1,020,000	758,888	1,020,000	現物出資	平成27年9月
	車庫	44.38	470,000	184,248	470,000	現物出資	平成27年9月
	倉庫(廃液庫)	12.65	340,000	1	340,000	現物出資	平成27年9月
	校舎(A棟)	4,860.33	192,369,018	6,155,812	192,369,018	現物出資	平成28年1月
	道場(弓道場)	135.22	9,690,000	6,201,608	9,690,000	現物出資	平成29年5月
	仮校舎(DE棟)	2,038.50	238,587,520	204,389,979	238,587,520	施設整備費 補助金	平成29年5月
計			1,166,777,520	552,585,804	1,166,777,520		

第 号議案

公立大学法人福岡女子大学が行う出資等に係る不要財産
の納付の認可について

次のように公立大学法人福岡女子大学が行う出資等に係る不要財産の
納付について認可するものとする。

平成二十六年六月 日提出

福岡県知事 小川 洋

一 出資等に係る不要財産の概要
建物

施設名称	所 在 構 造	延 床 面 積 (単位 平方メ ートル)	取得の日における帳 簿価額 (単位 円)	申請の日における 帳簿価額 (単位 円)	取得に係る出資又は 支出の額 (単位 円)	出資又は 支出の別	納付の予 定時期
校舎(旧B 棟・新B 棟) 校舎(多目 的ホール)	福岡市東 区香住ヶ 丘一丁目 一丁目 一丁目 七番地 一、七番地 四階建	六、七七二・九九	二六八、〇七〇、九八二	八、五七八、二七六	二六八、〇七〇、九八二	出資(現 物)	平成二十 六年六月
鉄筋コン クリート 造合金メ ッキ鋼板 ぶき平家 建	同上	一六八・三〇	四六、八一〇、〇〇〇	三六、六九九、〇四八	四六、八一〇、〇〇〇	出資(現 物)	平成二十 六年六月

未定稿

道場(弓)	校舎(A棟)	倉庫(廃液庫)	車庫	倉庫	図書館	校舎(C棟)	倉庫(棄品庫)
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	鉄筋コンクリート造陸屋根四階建	コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	コンクリート造スレートぶき平家建	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	鉄筋コンクリート造陸屋根三階建	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき二階建	コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
一三五・三二	四八六〇・三三	一二・六五	四四・三八	二四・八四	三、〇九八・六〇	四〇三・〇〇	一五・〇九
九六九〇、〇〇〇	一九二、三六九、〇一八	三四〇、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	三五七、三四〇、〇〇〇	四九、九五〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇
六二〇一、六〇八	六一五五、八二二	一	一八四、二四八	七五八、八八八	二五一、五六七、三六八	三六、三六三、六〇八	一、六八六、九六八
九六九〇、〇〇〇	一九二、三六九、〇一八	三四〇、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	三五七、三四〇、〇〇〇	四九、九五〇、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇
出資(現物)	出資(現物)	出資(現物)	出資(現物)	出資(現物)	出資(現物)	出資(現物)	出資(現物)
平成二十九年五月	平成二十八年一月	平成二十七年九月	平成二十七年九月	平成二十七年九月	平成二十六年十二月	平成二十六年十月	平成二十六年六月

仮校舎 (DE棟)	同右	鉄骨造亜 鉛メッキ 鋼板ぶき 二階建	二、〇三八、五〇	二三八、五八七、五二〇	二〇四、三八九、九七九	二三八、五八七、五二〇	支出(施 設整備費 補助金)	平成二十 九年五月
------------------	----	-----------------------------	----------	-------------	-------------	-------------	----------------------	--------------

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由

福岡女子大学施設整備基本計画に基づく新校舎等の整備に伴い、既存の施設が不要となるため

三 納付の相手方

福岡県

理由

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十二条の二第一項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可をするに当たり、同条第五項の規定により県議会の議決を求めるものである。

平成26年5月 日

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県公立大学法人評価委員会

委員長 齋藤 寛

意見書(案)

公立大学法人福岡女子大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。（以下「法」という。）第42条の2第5項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項に規定する不要財産の納付の認可については、意見はない。

様式第2号

出 資 財 産 目 録(福岡女子大学)

資料7

I 出資総額	金	4,837,765,597円
内 1 現金	金	0円
2 現物出資財産	金	4,837,765,597円

II 現物出資財産の内容

〔1〕土地

種別	所在地	面積	価額
校舎敷地	福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目1番1	46,368.06㎡	
〃	福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目6番1	4,101.24㎡	
〃	福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目7番1	4,284.88㎡	
〃	福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目7番3	1,141.89㎡	3,191,665,597円
計		55,896.07㎡	3,191,665,597円

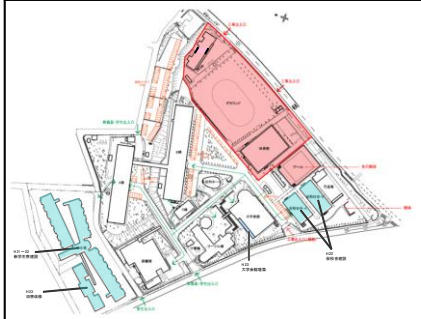
〔2〕建物

種別	所在地	構造	面積	価額
校舎(A棟・旧B棟・新B棟)	福岡県福岡市東区香住ヶ丘一丁目1番地1、7番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下付6階建	11,633.32㎡	460,440,000円
体育館	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付2階建	1,441.12㎡	24,670,000円
道場(弓道場)	同上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	135.22㎡	9,690,000円
学生会館(学生会館)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	2,015.60㎡	401,720,000円
校舎(サークル棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,278.25㎡	141,630,000円
守衛所(監視室)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.31㎡	3,400,000円
校舎(多目的ホール)	同上	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	168.30㎡	46,810,000円
校舎(C棟)	同上	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	403.00㎡	49,950,000円
図書館	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3,098.60㎡	357,340,000円
寄宿舎(学生寮)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	2,195.39㎡	146,140,000円
倉庫	同上	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	24.84㎡	1,020,000円
倉庫	同上	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	44.38㎡	470,000円
倉庫(廃液庫)	同上	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	12.65㎡	340,000円
温室	同上	アルミニウム造ガラス板ぶき平家建	24.91㎡	350,000円
倉庫(薬品庫)	同上	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	15.09㎡	2,130,000円
計			22,521.98㎡	1,646,100,000円

○福岡女子大学 建設スケジュール

■第1期工事 (実施設計:H23)

・体育館解体 (H24)、プールの解体 (H22)

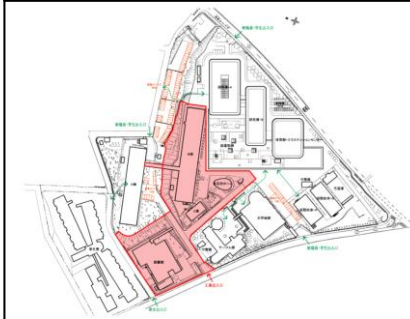


・研究棟A、B、図書館棟、体育館・エクステンションセンター、その他附属建築物の建設 (H24~H25)

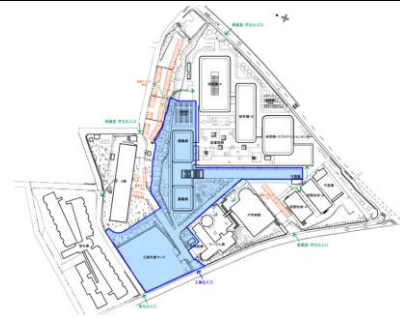


■第2期工事 (実施設計:H25)

・校舎B棟、C棟、多目的ホール、図書館の解体 (H26)

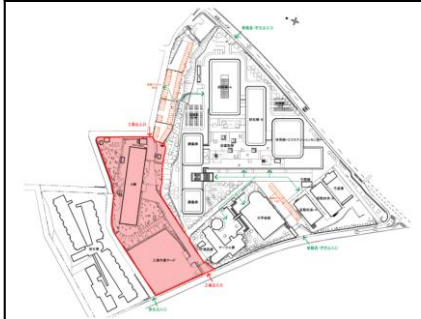


・講義棟の建設 (H26~H27)



■第3期工事 (実施設計:H27)

・校舎A棟の解体 (H27~H28)

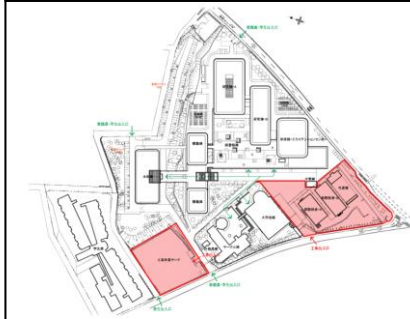


・本部棟の建設 (H27~H28)



■第4期工事 (実施設計:H28)

・仮校舎、弓道場の解体 (H29)



・弓道場の建設、グラウンド、テニスコート等の外構整備 (H28~H29)

